【第５問】

　非上場会社であるＸ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長であるＡさん（67 歳）は、自宅で妻Ｂさん（62 歳）および長男Ｃさん（40 歳）家族と同居している。Ａさんは、３年後をめどにＸ社の専務取締役である長男Ｃさんに事業を承継する予定であり、将来、長男ＣさんにはＸ社株式のすべてを取得させ、妻Ｂさんには自宅および相応の現預金等を相続させようと考えているが、長男Ｃさんと長女Ｄさん（36 歳）が遺産分割でもめてしまうのではないかと心配している。

　また、Ａさんは、長女Ｄさんから、「マンションの購入資金を援助してほしい」と頼まれており、資金援助を検討している。

〈Ａさんの親族関係図〉

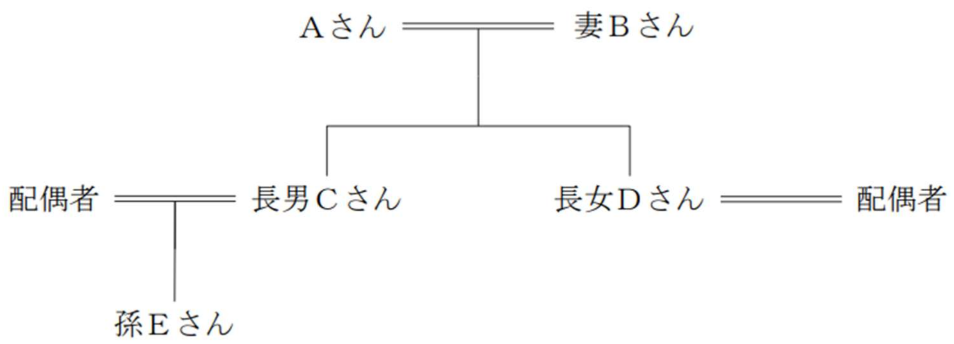

〈Ａさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

現預金等	:	5,500 万円
Ｘ社株式	:	１億 6,000 万円
自宅敷地（350 ㎡）	:	7,000 万円（注）
自宅建物	:	1,500 万円
合　計		３億円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》　Ａさんの相続に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Ⅰ　「遺言により、自宅および現預金等を妻Ｂさん、Ｘ社株式を長男Ｃさんに相続させた場合、長女Ｄさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額を３億円とした場合、長女Ｄさんの遺留分の金額は、（ ① ）万円となります」

Ⅱ　「遺言は、自筆証書遺言や公正証書遺言などの種類によって作成方式が異なっており、公正証書遺言の作成にあたっては、証人２人以上の立会いが必要とされています。仮に、Ａさんの公正証書遺言を作成する場合、妻Ｂさんおよび長男Ｃさんは証人となることが（ ② ）。なお、作成した公正証書遺言は、Ａさんの相続開始後、家庭裁判所における検認が（ ③ ）です」

Ⅲ　「妻Ｂさんが自宅建物とその敷地を相続により取得し、当該敷地（相続税評価額 7,000 万円）について、特定居住用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は（ ④ ）万円となります」

〈語句群〉
イ．1,400　ロ．1,720　ハ．1,875　ニ．3,500　ホ．3,750　ヘ．7,500
ト．できます　チ．できません　リ．必要　ヌ．不要

解答

Ⅰ　「仮に、遺留分を算定するための財産の価額を３億円とした場合、長女Ｄさんの遺留分の金額は、（ ① ホ．3,750）万円となります」

長女Ｄさんの遺留分は、法定相続分 1/4 の半分なので 1/8. 3 億円×1/8＝3,750 万円

Ⅱ　「仮に、Ａさんの公正証書遺言を作成する場合、妻Ｂさんおよび長男Ｃさんは証人となることが（②チ．できません）。なお、作成した公正証書遺言は、Ａさんの相続開始後、家庭裁判所における検認が（③ ヌ．不要）です」

Ⅲ　「当該敷地（相続税評価額 7,000 万円）について、特定居住用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は（④ ロ．1,720）万円となります」

350 ㎡のうち 330 ㎡まで 80%減
330 ㎡の評価＝7,000 万円×330/350＝6,600 万円　→　6,600 万円×（１－80%）＝1,320 万円
20 ㎡の評価＝7,000 万円×20/350＝400 万円　　合計 1,720 万円

《問 14》　「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本制度」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには〇印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「本制度の適用を受けるためには、取得等した住宅用家屋の床面積が 50 ㎡以上 200 ㎡以下でなければならず、また、その家屋の床面積の２分の１以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものである必要があります」

②　「長女Ｄさんが、Ａさんおよび妻Ｂさんのそれぞれから住宅取得等資金の贈与を受けてマンションを購入し、本制度の適用を受ける場合、当該マンションが一定の省エネ等住宅に該当するときは、Ａさんおよび妻Ｂさんから贈与を受けた資金について、それぞれ 1,000 万円を限度として贈与税が非課税となります」

③　「長女Ｄさんが、Ａさんから贈与を受けた住宅取得等資金について本制度の適用を受け、その後、Ａさんの相続が開始した場合、本制度の適用を受けたことにより贈与税が非課税とされた金額を相続税の課税価格に加算する必要はありません」

解答

×　①　40 ㎡以上 240 ㎡以下

×　②　贈与を受けた人ごと（長女 D さん）に省エネ等住宅の場合には 1,000 万円まで

〇　③

《問 15》　現時点（2024 年９月８日）において、Ａさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は２億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額	□□□万円
（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（ ① ）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））	２億円
相続税の総額の基となる税額	
妻Ｂさん	□□□万円
長男Ｃさん	（ ② ）万円
長女Ｄさん	□□□万円
）相続税の総額	（ ③ ）万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
万円超　～　万円以下		
～　1,000	10%	－
1,000　～　3,000	15%	50 万円
3,000　～　5,000	20%	200 万円
5,000　～　10,000	30%	700 万円
10,000　～　20,000	40%	1,700 万円

解答

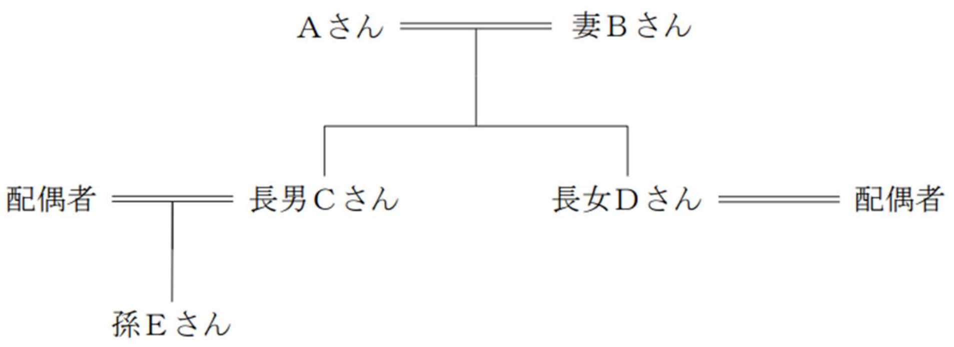

基礎控除＝3000 万円＋600 万円×法定相続人３人＝① 4,800（万円）

	法定相続割合	課税遺産	相続税の総額の基となる税額
妻Ｂ	1/2	1億円	1億円×40%－1,700万円＝2,300万円
長男Ｃ	1/4	5,000万円	5,000万円×30%－700万円＝②800万円
長女D	1/4	5,000万円	800万円
		2億円	③3,900万円